消火器具の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、消火器具の設置及び維持に関し、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)及び豊田市火災予防条例(昭和48年条例第51号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(消火器の能力単位)

第2 令第10条又は条例第36条の規定により設置する消火器は、当該消火器ごとに一般火災に適応する能力単位が3単位以上のものとする。ただし、住居部分に設置するものについては、その能力単位が1単位以上のものとすることができる。

(配置)

第3 体育館、ボーリング場、アイススケート場等の広い空間を有し、歩行距離20メートル以下ごとに消火器を配置することができない防火対象物又はその部分は、規則第6 条により算定される能力単位及び本数を、それぞれの実態に応じてまとめて配置することができる。

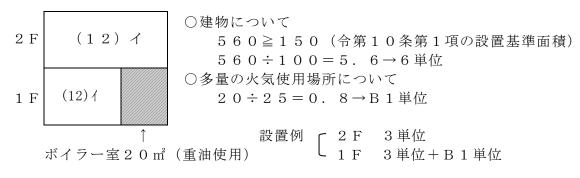
(付加設置)

- 第4 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物は、その面積の大小にかかわらず、規則第6条第1項の規定による消火器を設置するとともに、さらに、規則第6条第3項の少量危険物又は指定可燃物に適応する消火器の附加設置の規定により、重複して設置する。
- 2 令第10条第1項又は条例第36条第1項の規定により消火器を設置する防火対象物に、規則第6条第4項若しくは第5項又は条例第36条第2項の規定により電気設備又はボイラー室等多量の火気を使用する場所に消火器を附加設置する場合は、防火対象物に設置する消火器が当該部分に適応するもので、かつ、能力単位、歩行距離を満足している場合は、重複して設置する必要はないものとする(別表)。

附則

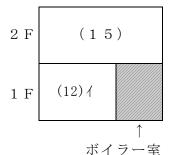
- この基準は、昭和59年9月4日から施行する。
 - INH HII
- この基準は、昭和62年3月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成22年4月1日から施行する。

- 例1 令第10条第1項による消火器の設置義務のある防火対象物に、規則第6条第4項 又は第5項に該当する場所がある場合
 - (12) 項イ 延べ面積560㎡ (各階280㎡) 準耐火建築物



2 FにはA火災適応消火器を設置し、1 Fについては、各部分からの歩行距離が2 0 m以下であれば、A、B火災適応消火器を設置することにより、ボイラー室専用の消火器はなくてもよい。

- 例 2 条例第 3 6 条第 1 項による消火器の設置義務のある防火対象物に、条例第 3 6 条第 2 項に該当する場所がある場合
 - (16) 項ロ 延べ面積240㎡ (各階120㎡)



○建物について

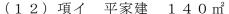
2 4 0 ≥ 1 5 0 (条例第 3 6 条第 1 項の設置基準面積) 2 4 0 ÷ 1 5 0 = 1. 6 → 2 単位

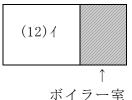
○ボイラー室について

条例第36条第2項該当

2 FにはA火災適応消火器を設置し、1 Fについては、各部分からの歩行距離が2 0 m 以下であれば、A、B火災適応消火器を設置することにより、ボイラー室専用の消火器はなくてもよい。

例3 令第10条第1項及び条例第36条第1項による消火器の設置義務のない防火対象 物に、条例第36条第2項に該当する場所がある場合





- ○建物について
 - 140<150 (令第10条第1項の設置基準面積) 消火器設置義務なし
- ↑ ○ボイラー室について

室 条例第36条第2項該当

ボイラー室用として、B火災適応消火器を設置すればよい。

第1表 着火物と消火器の消火能力

火災	整理		水系消火器		ガス消火器		粉末系消火器		
種別	番号	水消火器	強化液消	化学泡	機械泡	二酸化	ハロン系	АВС	BC粉末
		(棒)	火器(霧)	消火器	消火器	炭素		粉末	
A	1	0	\circ	0	\circ	×	X	0	X
	2	0	0	0	0	×	×	\triangle	×
	3	0	0	\triangle	0	×	×	\triangle	×
	4	0	0	0	0	×	×	\triangle	×
	5	0	0	0	0	0	0	0	0
В	1	×	0	0	0	0	0	0	0
	2	×		\triangle	\triangle	×	×	0	\circ
	3	Δ	0	0	0	0	0	0	0
С	1	X	0	×	×	0	0	0	0

(注) ◎:非常によく消火ができるもの

○:消火できるもの

△:完全には消火できないが、火炎を抑制できるもの

×:消火できないもの

第2表 着火物分類

火災	整理	第一着火物					
種別	番号	大分類	小分類				
	1	木製品等	板張ベニヤ、炊事台、木ずり、板、まき、柱、草ぶき、木材等、板ばり等、小屋組等、杉皮、棚等、板ずり、木屑類、土台、ドア、木台、竹製品、ゴミ箱、木質物				
	2	紙、繊維製品等	繊維製品等、衣類、上敷、カーテン、ぼろ、紙屑等、袋、紙				
Α			製品、ごみ屑、乾繰草類、唐紙、畳				
	3	ふとん類	ふとん類				
	4	ゴム、セルロイド類	ゴム類、セルロイド、セルロイド屑				
	5	合成樹脂類	合成樹脂類				
	1	引火性油類等	引火性油類、ガソリン、引火性薬品、引火性塗料、液体化学				
В			薬品、(A)礦物油				
	2	動植物油類	動植物油類(天ぷら油)				
	3	礦物油類	(B)礦物油·				
С	1	電線被類	電線被類 (通電中のもの)				

(注) A:普通火災 B:油火災 C:電気火災